

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	1
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃安全指導委員の委嘱（6・1揭示）	1
○警備員等に係る検定の実施（2件）	2
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	3

告 示

高知県告示第358号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成26年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市	2061番4	6.00	94.92	
町西野字カ	2069番6	5.00	30.26	
ノ丸	2070番9			

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定に基づき、次のとおり猟銃安全指導委員を委嘱する。なお、委嘱期間は、平成28年5月31日までとする。

平成26年6月1日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 島田 京子

氏名	活動区域
公文 昭雄	高知地区（高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条

例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）

高橋 光明	高知地区
弘瀬 敦夫	高知地区
杉本 慶雄	高知南地区（条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
武内 務	高知南地区
谷 巖	高知南地区
清野 明良	高知東地区（条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
澤田 義信	高知東地区
川村 栄一	高知東地区
岩崎 正一	高知東地区
佐賀野智也	高知東地区
高橋 俊介	高知東地区
西村 澄雄	高知東地区
西本 嘉彦	高知東地区
前田 尊博	高知東地区
弘田 卓司	室戸地区（条例別表に規定する高知県室戸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
来 暁士	室戸地区
井上 博俊	安芸地区（条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
影山 敏夫	安芸地区
清岡東洋夫	安芸地区

田所 謙二	安芸地区
筒井多一郎	安芸地区
百田 彰和	香南地区（条例別表に規定する高知県香南警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
立仙 光正	香南地区
西 憲一	南国地区（条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
西岡 正泰	南国地区
上池 英世	香美地区（条例別表に規定する高知県香美警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
小松 良和	香美地区
都築 修幸	香美地区
高橋 宗治	土佐地区（条例別表に規定する高知県土佐警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
筒井 祥夫	土佐地区
森本 雅寛	土佐地区
森田 英二	土佐地区
松岡 功次	土佐地区
掛水 保男	佐川地区（条例別表に規定する高知県佐川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
佐藤 良一	佐川地区
山中 一夫	佐川地区
津野 佳功	須崎地区（条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
中岡 俊輔	須崎地区
伊賀 信人	窪川地区（条例別表に規定する高知県窪川警察

	署の管轄区域をいう。以下同じ。)
竹内 善雄	窪川地区
山田 隆三	窪川地区
岡村 好文	中村地区（条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
坂本 守裕	中村地区
広井 朋之	中村地区
間崎 孝幸	中村地区
秋田 洋一	中村地区
中平 祥一	中村地区
山口 二郎	宿毛地区（条例別表に規定する高知県宿毛警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
河野 正和	宿毛地区
野町 有	宿毛地区

高知県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成26年6月3日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
施設警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
平成26年9月25日（木）午前9時
(2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員
30人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けら

れた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、施設警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 施設警備業務の管理に関すること。
 - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
- (1) 検定の申請の受付期間
平成26年8月25日（月）から同月29日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
 - (2) 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
 - (3) 提出書類等
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを

- 要しない。)
 - ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
 - エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面
 - 1通
 - (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面
 - (イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し
 - (4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
 - (5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項
- (1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
 - (2) 持参品
 - ア 受検票
 - イ 筆記用具
 - ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
 - エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）
- 9 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係
- 高知県公安委員会告示第15号**
警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。
- 平成26年6月3日
- 高知県公安委員会委員長 島田 京子
- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

<p>貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間 平成26年9月5日(金)午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所 愛媛県松山市上野町甲650番地 えひめ青少年ふれあいセンター</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 平成26年7月28日(月)から同年8月1日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p>	<p>(3) 提出書類等</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)</p> <p>ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装(ジャージ及びTシャツは、不可)とすること。</p> <p>(2) 持参品</p> <p>ア 受検票</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽</p> <p>エ 室内用運動靴</p> <p>9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第16号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい</p>	<p>う。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。 平成26年6月3日 高知県公安委員会委員長 島田 京子</p> <p>1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 審査の区分 検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査</p> <p>(2) 審査の実施日及び開始時間 平成26年8月21日(木)午前9時30分</p> <p>(3) 審査の実施場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部</p> <p>2 審査の実施予定人員 10人</p> <p>3 審査の対象者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であつて、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。</p> <p>4 審査の方法 1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 警備業務の実施に関すること。</p> <p>エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 審査の申請手続 審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。</p> <p>(1) 審査の申請の受付期間 平成26年7月28日(月)から同年8月1日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p>
--	---	--

(2) 審査申請書等の提出先

- ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
- イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

- ア 審査申請書 1通
- イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 写真（審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚
- エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 審査申請書等の提出方法

審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係